

契約締結前の公表

施設維持管理業務委託について、次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の13第1項第3号の規定による随意契約を行うので、水戸市財務規則(平成7年水戸市規則第16号)第129条の2第1項第2号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年3月26日

水戸市上下水道事業管理者 園部 孝雄

1 随意契約をする内容

- (1) 業 務 名 環境整備業務委託(その3)
- (2) 業務内容 楮川ダム周辺の除草並びに清掃
- (3) 委託期間 契約日の翌日～令和8年11月30日
- (4) 発 注 課 水戸市上下水道局水道部浄水管理事務所

2 契約の相手方の決定方法及び選定基準

(1) 決定方法

下記の選定基準を満たす、社会福祉法人やまびこの里福祉会から見積書を徴取し、その見積金額が予定価格の範囲内の場合、契約を締結する。

(2) 選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の13第1項第3号に規定する障害者支援施設であり、水戸市障害者受発注センターに登録されている法人であること。

3 申請方法

- (1) 見積書の提出期限 令和8年4月8日(水)
- (2) 見積書提出先 〒310-0901
水戸市田野町1662-14
水戸市上下水道局水道部浄水管理事務所
電話 (029)229-7141